

# 長崎県立大学生涯メールサービスの運営及び利用に関する規程

令和4年4月1日  
規程第6号

## (目的)

第1条 この規程は、長崎県公立大学法人長崎県立大学（以下「本学」という。）が、本学の学生及び教職員（以下「学生等」という。）であった者のうち、卒業又は退職等により本学を離籍した者（以下「離籍者」という。）及び長崎県公立大学法人役員の職にあった者に対し、生涯メールサービス（在籍中に使用を認められた学内メールアドレスの利用を認めるサービス（以下「本サービス」という。））を提供するに当たり、本サービスの運営及びその利用に関する必要な事項を定めることを目的とします。

## (同意)

第2条 本サービスを利用する者（以下「利用者」という。）は、本規程に同意したものとします。

## (提供対象者)

第3条 本サービスは、離籍者及び長崎県公立大学法人の職にあった者のうち、次の各号に該当しない者に対して提供します。

- (1) 本学の学籍を有していた者のうち卒業資格を得ることなく本学の学籍を失った者
- (2) 本学の教職員であった者のうち、処分により本学の教職員の職を失った者

2 前項の規定にかかわらず、法令等に違反する行為が認められるなど、本サービスの利用実態を踏まえ、学長が対象者から除外すべき者と判断した場合は、本サービスの提供を行わないものとします。

## (責任)

第4条 利用者は本サービスの利用における自己の行為について全責任を負うものとし、その責任により生じた著作権侵害に係る損害賠償責任等の民事責任及び刑事責任等は全て利用者に帰し、本学は一切の責任を負わないものとします。

## (利用料)

第5条 本サービスの提供に関して本学は利用料を徴収しないものとします。

## (本学によるメール送信等の許諾)

第6条 本学は、次の各号に掲げる目的において、利用者へメールを送信することができるものとします。

- (1) 本学が利用者に有益と認めた情報の提供
- (2) 同窓会及び後援会の活動支援に関するお知らせ
- (3) 本学の事務事業において必要な連絡

## (本サービスの利用停止)

第7条 利用者は、いつにても本サービスの利用を停止することができます。この場合、

利用者は本学佐世保校企画広報課に本サービスの停止を申し入れるものとします。

2 前項の申し入れがあった場合、本学は速やかに当該利用者についての本サービスの提供を停止するものとします。

#### (個人情報の第三者提供)

第8条 次の各号に該当する場合、本学は本サービスの提供に伴い保有する個人情報を自ら利用し、又は第三者へ提供することができるものとします。

- (1) あらかじめ利用者の同意を得た場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 裁判所の決定その他債務名義に基づく請求があった場合
- (4) 本サービスの維持に必要な範囲内において当該システムの全部又は一部の業務を外部に委託する場合

#### (知的財産権の帰属)

第9条 本サービスを通じて本学が提供する情報(映像、音声等を含む)に関する著作権、商標権、特許権その他の知的財産権については、特に明記するものを除き、本学に帰属するものとします。

#### (禁止事項)

第10条 利用者が本サービスを利用するに当たっては、次の各号に該当する行為を禁止します。

- (1) 本サービスを営利目的、宗教活動又は政治活動等のために利用すること
- (2) 本サービスを用いて他者の誹謗、中傷を行うこと
- (3) 本サービスを用いてわいせつ画像や動画及びこれらに類する文書又は図画等を頒布すること
- (4) 本サービスを法令で禁止されている行為や目的に利用すること
- (5) 本サービスを公序良俗に反する目的で利用すること

#### (利用者の責任)

第11条 利用者が本サービスを利用することによって他者に与えた損害については、利用者が責任を負うものとします。

2 利用者は自己のアカウント及びパスワードの保管及び取扱いについて適切な措置を講じるものとし、アカウント及びパスワードの漏洩等により生じた損害について、本学はいかなる責任も負わないものとします。

#### (中止及び終了)

第12条 本学は、本サービスの提供を任意に中止及び終了することができるものとし、それにより利用者が被る損害等、いかなる責任も負わないものとします。

#### (パスワードの変更又は再設定)

第13条 利用者においてパスワードの変更又は再設定の必要が生じた場合は、利用者は、本学佐世保校企画広報課が別に定める方法により、パスワードの変更又は再設定の申請を行うものとします。

2 本学佐世保校企画広報課は適正な手続により申請が行われた場合には、仮パスワード

を発行し、申請者へ通知するものとします。

- 3 申請者は仮パスワードを受領後、自己の責任において速やかにパスワードの変更設定を行うものとします。

#### (免責事項)

第14条 天変地異、外部からの不法行為による本サービスのシステムの破壊若しくは情報の流出その他予期せぬ事故若しくは障害により、利用者及びその他の者に不利益が生じた場合、本学は、それらにより生じるいかなる損害に対しても責任を負わないものとします。

#### (損害賠償請求)

第15条 本学は、利用者及びその他の者が法令及び本規程に違反して本サービスを利用することにより本学に損害を与えた場合、その者及びこれに関与した者に対して損害(弁護士費用等を含む。)の賠償を請求する場合があります。

#### (規程の変更)

第16条 本学は、本規程の内容を、利用者に対する事前の予告なしに変更することがあります。

#### (合意管轄)

第17条 本規程の準拠法は、日本法とします。また、本サービス又は本規程に関連して本学と利用者らとの間で生じた紛争については、長崎簡易裁判所又は長崎地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

#### (その他)

第18条 本学は、利用者を含むいかなる者に対しても、その者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等のいかなる保証も行わないものとします。

- 2 本学は、利用者が使用するいかなる機器及びソフトウェアについても、その動作保証を一切行わないものとします。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から適用する。

##### (提供対象者)

- 2 第3条に定める本サービスの提供を行う者は、令和3年3月1日以降に本学を離籍した者及び長崎県公立大学法人役員の職を解かれた者とする。

##### (特例)

- 3 第3条の規定にかかわらず、長崎県立大学学内メールサービスの運営及び利用に関する規定(令和3年3月3日規程第72号)に基づき学内メールサービスの提供を受けていた者のうち、学長が特に認めた者は本規程の離籍者とし、令和3年3月1日以降に本学を離籍した者とみなす。